

世界の有害物質規制③ アメリカ・アセアン編

日本繊維産業連盟では、2015年9月1日改訂の「繊維製品に係る有害物質の不使用方法に関するガイドライン」を発表し、これによって、改めて繊維業界独自のアゾ染料・アゾ顔料規制の指針が整ったと言えます。

ガイドラインは、先に公布された家庭用品有害物質規制法改正で定められた規制内容よりも対象範囲が広く、今後はこれが日本の繊維産業のスタンダードになっていくことが予想されます。

アゾ規制については、ようやく世界のスタンダードに追いついた感があります。

ニッセンケンだよりでは、シリーズで世界の繊維製品に関する有害物質規制の内容をお知らせしています。既報のヨーロッパ編、東アジア編に続きアメリカとアジア地域を取り挙げます。

アメリカ-1

消費者製品安全性改善法 CPSIA(Consumer Product Safety Improvement Act)

独立機関である消費者製品安全委員会が行政命令を定めます。アメリカへの子供用玩具の輸出する際には、本法によって有害物質に対する規制が掛けられています。

対象は玩具等子供向け製品で、含有重金属（鉛）、フタレート。

アメリカ-2

プロポジション 65（カリフォルニア州令）

(Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act 安全飲料水及び有害物質施行法)

アメリカでは、各州によって様々な規制が定められています。代表的な、カリフォルニア州のプロポジション 65 は、約 1,000 の発ガン性等が認められる有害化学物質を規制する内容になっています。

主に、飲料水の水源への排出を禁止し、人体に暴露する場合の事前警告が義務付ける内容です。

インドネシア

特定芳香族アミン、ホルムアルデヒド、溶出重金属（カドミウム、銅、鉛、ニッケル）等を規制しています。

ベトナム

ホルムアルデヒド、特定芳香族アミン等を規制しています。

タイ

任意規定ですが、pH、ホルムアルデヒド、重金属（鉛、カドミウム、クロム、銅）、特定芳香族アミン等が対象となっています。



ニッセンケンは、繊維製品等に含まれる有害物質をチェックする世界的安全認証《エコテックス規格》の日本で唯一の認証機関です。2016年4月から始まるアゾ染料規制においても、特定芳香族アミンを生成する物質が含まれていないことを証明する有効な方法であり、またグローバル市場で高い信頼を得ている認証です。

アゾ染料規制の内容をはじめサプライチェーンでの信頼確保方法など、様々な疑問にお答えしますのでお気軽にご連絡ください。